

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（178）

2. 日 時：令和2年8月24日（月）17時10分～17時25分

3. 場 所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

加藤安全審査官、島村安全審査官、荒川安全審査官、上野管理官補佐

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他5名

5. 議事要旨

- （1）原子力規制庁から、第367回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（令和2年8月24日）において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設に係る保安規定の変更認可申請に関する指摘事項について、以下のとおり補足説明を行った。
- 排水貯留ポンドの漏えい警報装置の運用に係る追加について、警報装置が作動した場合の措置として、漏えいした廃液が濃度限度以下であることを確認できれば、汚染拡大防止まで保安規定に規定することは必要ないと考えていること。
  - 保管廃棄施設・Lにおける線量制限の追加について、鋼製蓋等を外して保管廃棄の作業を行う場合の保安規定の内容及び下部規定の内容を説明する必要があること。
  - 通信連絡設備に係る機器の維持点検の追加について、事象発生施設で使用する携帯電話についても通信連絡設備として、別表13 通信連絡設備に係る機器に位置付けるべきであること。
- （2）原子力機構から、上記（1）の指摘事項について了解し、今後のヒアリングで説明する旨の回答があった。

6. 配付資料

なし